【規程番号　神女大Ｖ－038】

神戸女子大学外国人留学生に関する科目等履修生規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）のいずれかの学部において、科目等の履修を希望する外国人の受け入れに関し、必要な事項を定め、教育・学術の進展に寄与することを目的とする。

（出願資格）

第２条　本学の科目等履修生を志願する外国人（以下「科目等履修生志願者」という。）は、以下に該当する女子とする。

１　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

（出願期間）

第３条　科目等履修生志願者は、前・後期の所定の期日までに出願すること。

（出願書類）

第４条　科目等履修生志願者は、次の書類を提出する。

(1) 出願書類（所定のもの）
(2) 出願理由書（所定のもの）
(3) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真１枚
(4) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
(5) 履修登録用紙
(6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願前3ヶ月以内に作成したもの）
(7) 日本語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）
(8) 住民票の写し（提出）および在留カードまたは外国人登録証明書（提示）
(9) 保証人誓約書（所定のもの）

（履修期間）

第５条　履修期間は半期とする。ただし、第3条の手続きを経て、更新することができる。

（履修）

第６条　科目履修は、次により行う。

１　履修科目は実習、実験は除くものとする。ただし、本学卒業生に限り実習を認めることがある。

２　履修希望科目は科目担当者の承認を得て、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　履修可能単位数は年間20単位を超えないものとする。

（懲戒）

第７条　科目等履修生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

（検定料及び授業料等）

第８条　検定料は半期10,000 円、登録料は30,000 円とし、１年間有効とする。また年度を超えての科目等履修生志願者は、第２条１、２、５、７、８、９号の書類を要する。授業料は１単位あたり

12,000 円とする。

単位を必要としない聴講生の授業料は1単位あたり6,000 円とする。

ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、検定料は、半期5,000 円、登録料は免除、授業料は1単位あたり8,000 円とし、聴講生の授業料は1単位あたり4,000 円とする。

2　本学大学院に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料は免除、授業料は1単位あたり4,000 円とする。

3　納付した検定料、登録料及び授業料は、原則として返還しない。

（補則）

第９条　この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。